

令和 5 年度 税制改正 要望事項 ( 新設 ・ 拡充 ・ 延長 )

( 農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課 )

項 目 名	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度			
税 目	所得税 ・ 法人税			
要 望 の 内 容	<p><b>【要望】</b> 半島振興対策実施地域として指定された地区のうち、半島振興法第 9 条の 2 第 1 項及び第 9 項の規定に基づき、市町村が策定する産業振興促進計画を主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が認定した地区における法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却制度（5 年間、償却限度額：機械・装置にあつては普通償却額の 32%、建物・附属設備、構築物にあつては普通償却限度額の 48%）について、適用期限を 2 年間（令和 7 年 3 月 31 日まで）延長する。</p>			
	<p><b>【現行制度】</b> 1. 製造業・旅館業 (1) 対象 ① 資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ② 資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等 (2) 取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計が以下に示す下限値以上である場合</p>			
	資本金の規模	1,000 万円以下	1,000 万円超 5,000 万円以下	5,000 万円超
	取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上
<p>2. 農林水産物等販売業・情報サービス業等 (1) 対象 ① 資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ② 資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等 (2) 取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計が 500 万円以上である場合</p>				
<p><b>【関係条文】</b> ・半島振興法第 9 条の 2、第 16 条 (所得税) 租税特別措置法第 12 条第 4 項柱書及び表第 2 号 租税特別措置法施行令第 6 条の 3 第 14 項第 2 号、第 15 項第 2 号、第 20 項、第 21 項及び第 26 項 租税特別措置法施行規則第 5 条の 13 第 7 項、第 9 項及び第 10 項 (法人税) 租税特別措置法第 45 条第 3 項柱書及び表第 2 号 租税特別措置法施行令第 28 条の 9 第 15 項第 2 号、第 16 項第 2 号、第 21 項、第 22 項及び第 27 項 租税特別措置法施行規則第 20 条の 16 第 7 項、第 9 項及び第 10 項</p>				
		平年度の減収見込額	— 百万円	
		(制度自体の減収額)	(▲400 百万円)	
		(改正増減収額)	( — 百万円)	

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的  半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれない等の地理的条件不利性を抱え、社会減による人口減少と高齢化の進展が全国平均を上回り、就業者も減少している状況にある。これらの課題に対応し、雇用機会を拡大し、ひいては定住を促進するため、半島地域の市町村が策定した産業振興促進計画に基づき、民間事業者による投資促進を通じた内発的発展を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性  半島地域においては、地理的条件不利性により人口流出が生じ、同地域の活力が失われてきている。これらの課題に対応するには、雇用の場の確保を図り、若年層の人口流出の抑制や地域経済の活性化が必要である。</p> <p>このためには、市町村が策定する産業振興促進計画に基づき、半島地域における就業者数の業種別割合において相対的に大きい割合を占める製造業、半島地域の恵まれた観光資源や農林水産物を有効に活用した旅館業・農林水産物等販売業、また、新たに立地する可能性がある情報サービス業等について、市場が求めるニーズに対応できるよう設備投資が円滑に行われるようにする必要がある。これらを踏まえれば、本特例措置の適用期限の延長が必要である。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>○政策評価体系における位置付け  [大目標]  食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。  [中目標]  農村の振興  [政策分野]  地域資源を活用した所得と雇用機会の確保</p> <p>○農林水産業・地域の活力創造プラン  （平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和3年12月24日改訂）  Ⅱ基本的考え方  森林などの地域資源や地場産物を核として雇用を創出し地域で経済が循環する仕組みの確立にチャレンジするなど、農山漁村の有する潜在力を発揮するための施策を府省連携して進めていく。  Ⅲ政策の展開方向  9. 人口減少社会における農山漁村の活性化  高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村においては、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。（略）あらゆる地域資源を活用して新たな需要を発掘する（略）。  また、多様な形で農山漁村に関わる者の参入を促進し、農泊、農福連携、ジビエをはじめ、農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した「農山漁村発イノベーション」を推進するなど、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る。（略）とりわけ中山間地域をはじめとする条件不利地域においては、地域の特色を活かした多様な取組をきめ細かく推進する。（略）</p>

			<p>○食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）  第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策  3. 農村の振興に関する施策  (1) 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保  ① 中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進  (略)中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保に向けて、必要な地域に対して、(略)生産・販売施設等と一体的な整備を推進する。  ② 地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保  ア 農村発イノベーションをはじめとした地域資源の高付加価値化の推進  農村を舞台として新たな価値を創出し、所得と雇用機会の確保を図るため、(略)多様な人材が農村の地域資源を活用して新たな事業に取り組みやすい環境の整備などにより、現場の創意工夫を促す。  また、地域の農業者が農産物の加工、直売や観光農園、農家レストランの経営等の新規事業を立ち上げ、新たな付加価値を生み出す6次産業化を推進する。  オ 農村への農業関連産業の導入等  (略)農村への産業の立地・導入、多様な人材による農村での起業の促進、地域の資源と資金を活用し農村の魅力ある産品やサービスを提供する地域商社等の地域密着型事業の支援等を実施する。  ③ 地域経済循環の拡大  イ 農畜産物や加工品の地域内消費  農村に安定的な所得や雇用機会を確保するため、地域内で生産された農畜産物や、これを原材料として地域内で加工された食品等について、地域内の学校や病院等施設の給食への活用、農産物直売所等での提供・販売や、各種イベント等での消費者への啓発を通して地産地消を実現し、農村で生み出された経済的な価値を地域内で循環させる地域経済循環を確立する。</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超）（毎年度）</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超）（毎年度）</p>
		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>令和3年度の半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比は、0.76となっている。</p>
<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>		<p>令和4年度 1,498件  令和5年度 1,661件  令和6年度 1,431件  ※令和4年度分は関係道府県へ聞き取った結果をもとに算出し</p>

			たもの、令和5年度及び令和6年度分は令和4年度分の数値を基に算出した国土交通省国土政策局地方振興課半島振興室による推計値。																
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を毎年活用することにより、最新の設備の導入、新規の顧客開拓及び海外への輸出による販路拡大、数十人規模の新規雇用を実現している事業所が複数ある等、投資促進及び雇用創出の両面から有効であると考えられる。																
相当性		当該要望項目以外の税制上の措置	地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置 (減収補填措置：事業税、不動産取得税及び固定資産税) (関係法令) ・半島振興法第17条 ・半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令																
		予算上の措置等の要求内容及び金額	① 半島振興広域連携促進事業 67百万円 ② 都市・地域づくり推進調査費 18百万円 (令和5年度概算要求額)																
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	① 半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興及び定住の促進を図るため、半島地域内の様々な主体による取組を一体的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を行う。 ② 半島地域の振興に必要な基礎的な知見の調査を行う。 これに対し、本特例措置は、民間事業者による各種の事業の立ち上げに必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的・支援対象が異なることから、両者の間に代替性はない。 また、ソフト施策と本特例措置が一体的に運用されることで、例えば予算事業により半島地域の地域資源を有効活用する手法を確立するとともに、本特例措置により速やかな事業化を促進することができる等、相乗効果が生まれることが期待される。																
		要望の措置の妥当性	本特例措置は、半島振興対策実施地域のうち主務大臣が認定した産業振興促進計画の実施地区における製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等を対象としているものであり、当該計画を策定した市町村の産業振興の方針にも合致するものである。 さらに、民間投資を刺激するのみならず、雇用の創出効果も期待されることから、施策の妥当性は高いと考えられる。 半島地域では、全国平均を上回る人口減少・高齢化が進行しており、本特例措置により緩和されているとはいえ、今後、地域経済・社会の衰退が以前に増して問題となると想定される。これを踏まえ、半島地域の市町村が策定した産業振興促進計画に基づき、民間事業者による投資促進を通じた内発的発展を実現することが必要である。																
実績と効果に関する事項	これまでこの租税特別措置の適用実績	(単位：(適用件数)件、(適用額、減収額)百万円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用額</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年</td> <td>1,565 (150)</td> <td>1,748 (1,529)</td> <td>406 (355)</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>1,619 (162)</td> <td>1,721 (1,816)</td> <td>399 (451)</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>1,727 (161)</td> <td>1,815 (2,041)</td> <td>421 (473)</td> </tr> </tbody> </table>		適用件数	適用額	減収額	令和元年	1,565 (150)	1,748 (1,529)	406 (355)	令和2年	1,619 (162)	1,721 (1,816)	399 (451)	令和3年	1,727 (161)	1,815 (2,041)	421 (473)
	適用件数	適用額	減収額																
令和元年	1,565 (150)	1,748 (1,529)	406 (355)																
令和2年	1,619 (162)	1,721 (1,816)	399 (451)																
令和3年	1,727 (161)	1,815 (2,041)	421 (473)																

		<p>【出典】関係道府県に聞き取った結果をもとに算出。  ( )内は前回要望時の見込値  (前回要望との乖離の理由)  適用件数については、前回は確認書1枚につき1件としてカウントしていたものを、今回はより適切な数として適用資産毎に1件としたため。また、適用額等全般については、コロナ禍により新規投資が減退したことが理由と考えられる。</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>半島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却</p> <p>① 租税特別措置法の条項 租税特別措置法第45条</p> <p>② 適用件数 平成30年度：82件 令和元年度：72件 令和2年度：73件</p> <p>③ 適用総額 平成30年度：725百万円 令和元年度：547百万円 令和2年度：688百万円</p>
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>本特例措置は半島振興において重要としている業種に係る設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置を毎年活用して最新の製造設備を導入することで、数十人規模の新規雇用を実現している事業所もある等、投資促進及び雇用創出の両面から有効であると考えられる。  これらを踏まえれば、当該特例措置が、地域の自立的発展に寄与する有効性を有していると考えられる。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超)(毎年度)</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>20代後半から30代の子育て世帯等の転入などもみられた結果、令和3年の社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比は0.76であり、目標値は達成してはいるものの、全体として社会減であることは変わらず、また、年度ごとに上下しているため今後も予断は許さない状態である。</p>
	これまでの要望経緯	<p>昭和61年度 創設(機械等 16/100 建物等 8/100 1,700万円超)  昭和63年度 適用期限の2年間延長  平成2年度 適用期限の2年間延長  平成4年度 適用期間の2年間延長(1,900万円超)  平成6年度 適用期間の1年間延長  (機械等 14/100 建物等 7/100 2,100万円超)  平成7年度 適用期限の2年間延長  平成9年度 適用期限の2年間延長(2,300万円超)  平成10年度 特別償却率引下げ(機械等 14/100→13/100)  平成11年度 適用期限の2年間延長(機械等 12/100 建物等 6/100)  平成13年度 適用期限の2年間延長(機械等 12/100→11/100)  平成15年度 適用期限の2年間延長(2,500万円超)  平成17年度 適用期限の2年間延長(機械等 11/100→10/100)  旅館業の追加(半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区：建物等 7/100)  平成19年度 適用期限の2年間延長  (旅館業：建物等 7/100→6/100 2,000万円超)  平成21年度 適用期間の2年間延長  平成23年度 適用期限の2年間延長  旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加</p>

	<p>平成25年度 割増償却へ改組  旅館業、情報サービス業等の追加  取得価額要件の引下げ（2,000万円超→500万円以上）</p> <p>平成27年度 適用期限の2年間延長</p> <p>平成29年度 適用期限の2年間延長</p> <p>令和元年度 適用期限の2年間延長</p> <p>令和3年度 適用期限の2年間延長</p>
--	--